

首都圏中央連絡自動車道 新利根川橋(下部工)西工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 13.工事用道路に関する事項	特記仕様書13-1 工事用道路の指定に番号①～番号⑧までの路線しかありませんが、猫穴ストックヤード、実穀ストックヤードへのルートは指定があるのでしょうか。指定がない場合は、大型車通行止めの橋梁、片側一車線の県道等、通行不可の路線を決めているのでしょうか。ご教示下さい。	工事用道路①～⑧以外にルートの指定はありません。したがって、それ以外に通行不可の路線を定めておりません。
2			
3			
4			
5			